厚労省『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』のお知らせ

2020年7月17日

給付金に関連し、厚労省『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』が 7/10 に申請開始されました。7月17日「複数の事業所での休業についての申請」受付も開始しました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」(厚生労働省 HP:mhlw.go.jp)

雇用者向けの 給付金で、要件としては『雇用主から休業をいわれた労働者』です。

- ・日雇い派遣も OK
- ・持続化給付金を申請していても、雇用されていれば(給与を貰っていれば)、申請できる。
- ・休業認定を事業主と雇用者で行うが休業認定をしても特に事業主にデメリットがない。

ご注意点

- ・事業主は「中小企業」であることが条件。
- ・4月~9月までの休業が対象。ただし4月~6月までの申請の締め切りは9月30日なので複数回申請することになる。
- ・2つ以上の会社に所属している場合は、A 社、B 社、C 社、、、全ての会社につき同時に申請する必要があります。
- →7月17日に「複数の事業所での休業についての申請」受付も開始しました。

その他、ご注意点が種々ありますので、利用されるかたは充分に熟読の上、申請下さい。

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンターはこちら

TEL 0 1 2 0 - 2 2 1 - 2 7 6

月 \sim 金 8:30 \sim 20:00

土日祝 8:30~17:15

以上。

一般社団法人 日本観光通訳協会(JGA)

HP 情報管理担当・執行部